

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）

井尻秀憲



学位申請者 山崎直也

論文名 「戦後台湾における教育と『^{ナショナル・アイデンティティ}国家認同』—国民中学の公民教育にみる変化と不変—」

結論

山崎直也氏から提出された博士学位請求論文「戦後台湾における教育と『^{ナショナル・アイデンティティ}国家認同』—国民中学の公民教育にみる変化と不変—」について、論文審査と口述による最終試験の結果、審査委員会は、比較・国際教育学、台湾地域研究の二つのアプローチによる貴重な学術的貢献を行った論文として高く評価し、全員一致で博士（学術）の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

審査委員会は、井尻秀憲を主査に、副査として教育学の小澤周三氏、台湾近現代史学の若林正丈氏（日本台湾学会初代理事長）、学内から白井佐知子氏、岡田昭人氏を加えた5名で構成された。

論文の概要

本論文は、台湾の蒋介石政権による9年制義務教育が開始された1968年から30年あまりにわたり、国民中学（日本の中学校に相当する3年間の前期中等教育）で必修教科として教えられてきた「公民と道徳」のカリキュラムと国定教科書が表象する国家観・国民観を分析したものである。具体的には、学生を「中国」人ないし中華民族として社会化することを目標とする蒋介石時代の権威主義体制下の「中国」化教育に対する反動として、民間および地方の主導で緒に就いた教育の「本土化」が李登輝政権のもとで政策の基調に変化・発展していく過程を「変化と不変」というモチーフで分析するものである。

本論文は序章、終章を含めて7章で構成されている。

序章では、本論文の研究視角と題して、①問題の所在、②研究対象、③戦後台湾研究の状況、④本論文の構成が書かれている。とりわけ注目すべきは、戦後台湾教育の何が変わり、何が変わらなかったのかというモチーフを有しながら、方法論的には、通常歴史実証主義をとり、資料的には日本に紹介されていない台湾教育部の一次資料である大量の教科書、『課程標準』（日本の『学習指導要領』に相当）の丹念の読み込みによる翻訳・紹介作業を行っていることである。さらにこの章では、先行研究について三段階のサーベイがなされており、欧米および日本では、戦後台湾の教育に関する先行研究が極めて少ないこと、台湾においても批判的な視角を含む台湾教育研究がなされ始めたのは戒厳令解除後であることが数字を挙げて明らかにされている。

例えば、日本比較教育学会の紀要『比較教育研究』では、2001年から2006年の5年間に掲載された75本の論文のうち、台湾を論じたものは皆無であった。同様に、同学会が開

発した比較・国際教育学の文献データベース『比較・国際教育情報データベース (RICE) 』でも、「中国」については3,639件、「韓国」については1,636件の文献が登録されているが、台湾については625件と少ない。『世界の歴史教科書』(明石書店)のシリーズでも、台湾の教科書の翻訳は存在しない。日本台湾学会では、1999年から2006年までに教育に関する分科会が設けられたのは第二回大会のみで、内容は戦前の教育に関するものであり、紀要に掲載された論文も山崎氏の1本を加えて2本のみである。さらに、北米の *Comparative Education Review* では、1957年から1998年の間に台湾を扱ったものは3本、2001年から2005年でも1本のみで、山崎氏の研究が如何に先行研究のない分野での貴重な研究であるかを示している。

第1章は、実証研究の前提となる理論的・概念的問題を検討し、戦後台湾教育の特徴を巨視的・微視的に論じるとともに、「国家認同」の問題についての論点の整理を行っている。ここでは、今日でも台湾で解決されていない「量」と「質」の不均衡を指摘し、台湾において「国家認同」の問題が争点化するのには、台湾の国家としての特殊性のためであり、ポスト・コロニアル性、分断国家、マルチエスニックな社会構造、発展指向型国家、権威主義体制化の経済発展とその後の民主化といった諸要素が、その相互作用によって「国家認同」の政治化を生み出す契機になるとしている。

第2章は、本論文の研究の起点をなす1968年の九年国民教育政策について考察している。①前史と背景要因、②立法と実施の過程、③九年国民教育とともに成立した国定教科書制度、④民主化・自由化の教育政策の中での教科書の国定制から検定制への移行のプロセス——がその具体的内容である。ここで重要なのは、1968年の教育改革の「二面性」である。すなわち、ここでは、中等教育が量的に発展する一方で、教育システムの一元化と集権化が促進され、九年国民教育の開始に合わせて、義務教育の教科書が全面的な「統編制」、国定制への移行、大学の統一入試の三位一体の一元性、集権制をもたらした点が指摘されている。また、ここで九年国民教育への以降の過程でなぜ蒋介石が急いだのか——という問題については、「悪性補習」の蔓延、近代化論の影響、先進国との比較、国際情勢の影響(第三次中東戦争と中国の「文革」)などを指摘しているが、山崎氏は、主に国内要因に回答を見出しているようである。

第3章では、九年国民教育の実施に合わせて1968年に制定された『国民中学暫定課程標準』から85年改定の『国民中学課程標準』にいたるまでの全体的内容とそれに準拠する『公民と道徳』教科書とそれ以前の教科書とを比較し、その国家観・国民観がどのように変化したかを明らかにする。しかし、山崎氏の論点は、1968年から1985年の『課程標準』＝指導要領では、「公民と道徳」と教科書の位置づけだけでなく、内容面でも高い一貫性があることを示すことにある。つまり、「変化の中にある不変性」とは、「愛国」と「民族」が時代を越えて強調されていたことであり、この時期の5種類30冊の『公民と道徳』教科書を通観して明らかになるのは、国家観と国民観の基本線がぶれていないことだと山崎氏は主張する。

第4章では、民主化・自由化時代の脱権威主義の教育改革の全体像と1994年の『国民中学課程標準』の改定、および改定カリキュラムに準拠する『公民と道徳』教科書の国家観・国民観が分析されている。民主化・自由化後の脱権威主義の教育改革が不可逆の流れに

転じるなか、1993年から95年の一連の『課程標準』は、その後の世紀を跨ぐカリキュラム改革の原点であったこと、この改定の結果『公民と道徳』教科書の国家観・国民観の核心をなす「中華文化」「中華民族」の概念に大きな変化が生じたこと、しかし、それでもなお、「公民と道徳」は国民を「中国」人ないし中華民族として社会化する教科であり続けていることが論じられている。

第5章では、1994年の『国民中学課程標準』の改定で国民中学の必修教科として成立し、1997年から実施に移された『認識台湾』教科書が喚起した論争を軸に、台湾海峡を跨いで展開される教育の「本土化」をめぐるナショナル・アイデンティティのポリティクスについて論じている。ここで山崎氏は、「認識台湾」のカリキュラムと教科書の内容的特徴、台湾社会における教育の「本土化」をめぐる論争とともに、中国による「本土化」批判をあわせて論じることで、「本土化」という潮流の含意を台湾海峡兩岸という広がりにおいて、把握している。

そして最後に終章では、台湾教育の「変化と不変」という観点から各章での議論を総括し、今後の展望を示すとともに、本論文が地域研究としての台湾研究と教育学のサブ・ディシプリンである比較・国際教育学にいかなる意味合いを提示しているのかを論じている。そこでは、国民化に向かう強い衝動が戦後台湾教育の一貫した特徴であり、その不変にたいする認識を欠いたならば「本土化」という変化の変質を見誤ることになると結論づける。また、本論文が比較・国際教育学への貢献として、クロス・ナショナル・アプローチへの端緒を開いたこと、台湾研究としての貢献は、教育と政治・経済の強い結合を示したこと、さらには先行研究の蓄積が少ないなかで、台湾教育研究、台湾政治・社会・経済研究の深化に貢献したことなどをあげている。

審査の概要と評価

評価に値する点は、以下の通りである。上記にあるように先行研究が欠如しているなかで書かれた本論文は、今後の台湾研究を行う人達が避けて通れない土台としての役割を演じることになるであろうという点である。審査委員からは、「貴重な論文である」との声がかれ、「将来の比較・国際教育学において韓国などとの比較の可能性に道を拓く重要な論文」との声もあった。「分かりやすく論理明快」との声もあった。別の審査員からは、「孤軍奮闘、ご苦労様、今後も頑張ってください」との声があり、「(権威主義から民主主義への)移行期の教育(史)における重要性や、経済開発主義と教育の結びつきの強さという点で強く啓発された」という。

しかしながら、問題点を指摘する意見も数多く提起された。本文で使用される「北京語」という表現は説明を加えて「北京官話」すべきこと、「三民主義」という用語に十分な説明が加えられず、何気なく使われているがこれは一般の読者に不親切であるという。「分かりやすい」という評価は裏を返せば多面的重層的な分析に欠けるきらいがある」ということであり、「悪性補習」等、「(台湾教育研究に特有の)言葉にはなぜその言葉が用いられているのかの具体的解説が欲しい」との声もあった。また「『公』の觀念の未発達」とあり、西欧の「公」に近い中国の伝統的「公」の觀念の存在を捨象しているのはいかなる含意があるのか、「近代化の時期におけるキリスト伝道師の教育活動にも言及すべき

ではなかったのか」といった質問もなされたが、山崎氏からは、「説明不足な部分があったかもしれないが、『悪性補習』の概念を文中括弧つきで使用していることは、この概念が台湾的なものであることを示唆することを示す意図を持っていた。この現象は、台湾では1950年代以来の教育問題であり、(学術論文のみならず一般メディアでも) 広く用いられていること」、「(学校教育に記述の重点が置かれているのは) 台湾においては公教育が非常に強く、宗教系学校を含む代替的な教育が近年まで十分に発展してこなかった」との回答・反論がなされた。

他方で、論文の技術的問題として、「表の使い方が効果的ではなく、表に表したカリキュラムや教科書の解釈をもう少しつけるべきだった」との意見に対し、山崎氏は「もう少し丁寧に解釈をつけるべきであったが、どういうカリキュラム・教科書であったか、その全体的イメージを示したかった。確かに直接的な訳文は巻末に参考資料としてつけ、本文では要点と解釈のみ示すべきであったかもしれない」との回答があった。

方法面では、時期区分、「公民と道徳」が主たる素材であることの妥当性について質問が提起された。山崎氏からは「制度的理由から(時期区分の) 妥当性を認識している」との回答があった。さらに、「過渡期に入ったのであれば、その前後の歴史を見ることで、過渡期の実態がより浮かびあがってくる」とのコメントもなされた。「公民と道徳」だけではなく「国文」(国語)、「歴史」の教科書との対比が欲しかったという意見もあった。また、「変化と不変」というモチーフにたいしては、近代国家では国民化する際に教育をツールとして用いるのは当たり前」との意見があり、「政権が変わってもその内容が変わるだけであって、それ自体は不変なのではないか」という鋭い指摘がなされたが、山崎氏は、「教育内容上の変化は十分に認めながら、教育によって国民を『創る』という意図の強さは、今後も変化する蓋然性が低いであろう」との回答を行った。

以上のように、公開審査での質疑応答は、非常に活発であり、山崎氏は各種の質問に誠実に答えつつ、一つ一つ反論を展開し、そのことに対しては大いなる評価が与えられるとの審査委員の意見に落ち着いた。さらには、多くの批判点にたいし、それは今回の本論文の目的を超えるものであるとの意見に落ち着き、本論文の評価を下げることはないとの意見も存在した。結果として審査委員会は、上記のような「合」の結論に達した次第である。そして、今後の山崎氏の研究の方向性は、台湾の教育研究を続けながらも比較研究の方向により積極的な可能性が開けているのではないかと考えられる。山崎氏の健闘に期待するところ大である。